

## 平成 27 年度介護保険事業所等の介護職員処遇改善加算の状況について

〔平成 29 年 1 月 19 日  
地 域 福 祉 課〕

平成 27 年度における介護保険事業所・施設（以下「事業所等」という。）の介護職員処遇改善加算について、事業所等から提出された実績報告書を取りまとめた結果、県内の介護職員の賃金改善状況は次のとおりである。

## 1 介護職員処遇改善加算の概要

## (1) 経緯等

- 介護職員処遇改善加算は、平成 21 年度から平成 23 年度まで実施された「介護職員処遇改善交付金」による賃金改善の効果を継続する観点から、介護職員の賃金改善に充てることを目的として、平成 24 年度の介護報酬改定により創設された。
- 平成 27 年度の報酬改定では、新加算区分を適用した場合、これまでの 1 人当たり 15,000 円相当の賃金改善に 12,000 円を加えた、月額 27,000 円相当の改善効果となる加算制度の拡充が行われた。

## (2) 処遇改善の状況

- 事業所等の数が増加する中において、9 割を超える事業所等が当加算を算定しており、処遇改善の取組が進んでいる。
- 賃金改善額は、平成 27 年度の新加算制度による改善効果が反映された結果となっている。
- 事業者の規模別では、規模が大きい方が改善効果が発現されやすい傾向となっている。
- 支給方法については、ボーナスなど一時金などの支給ではなく、毎月の基本給による支給の割合が高まっている。

## 2 広島県の介護職員処遇改善加算（交付金）の実績等

## (1) 加算算定（交付金申請）事業所等

区 分	年 度	対象事業所等数	算定(申請)事業所等数	算定(申請)率
交付金	H21 ※1	2, 4 9 7	2, 1 5 6	86.3%
	H22	2, 5 1 1	2, 2 2 5	88.6%
	H23	2, 8 8 5	2, 5 8 6	89.6%
加 算	H24	2, 9 7 6	2, 6 6 1	89.4%
	H25	3, 0 8 0	2, 7 2 0	88.3%
	H26	3, 2 2 6	2, 9 2 3	90.6%
	H27	3, 3 9 3 ※2	3, 0 7 8	90.7%

※1 平成 21 年度の交付金申請期間は 4 ヶ月である。

※2 平成 28 年 2 月時点現存事業所等数

## (2) 加算及び交付金による介護職員の賃金改善の状況

## ア 加算(交付金)額と賃金改善額等

区分	年度	加算(交付金)総額	介護職員賃金改善額	
			賃金改善総額	介護職員 1人当たり 賃金改善月額
交付金	H21※1	1,199,652,305円	1,434,659,758円	15,990円
	H22	3,765,858,069円	4,154,475,576円	14,499円
	H23	3,961,557,520円	4,554,468,761円	14,912円
加算	H24	4,155,015,070円	5,057,558,815円	15,186円
	H25	4,384,288,763円	5,971,463,125円	15,714円
	H26	4,522,959,896円	7,382,274,409円	17,031円
	H27※2	9,013,185,251円	14,250,470,600円	28,248円

※1 平成21年度は4ヶ月分の交付金額、賃金改善額となる。(以下、イ、ウについても4ヶ月分)

※2 平成27年度の改善額及び加算額の増加は、処遇改善加算制度が拡充されたことによる。

## イ 規模別の介護職員一人当たり平均賃金改善月額

区分	年度	平均賃金改善月額				
		～10人未満	10人～50人未満	50人～100人未満	100人以上	全体
交付金	H21	12,851円	14,789円	19,658円	14,763円	15,990円
	H22	13,377円	14,568円	14,402円	14,763円	14,499円
	H23	13,007円	14,727円	15,405円	15,183円	14,912円
加算	H24	12,854円	14,864円	15,459円	15,836円	15,186円
	H25	13,744円	15,315円	17,175円	15,383円	15,714円
	H26	13,779円	16,561円	17,229円	17,633円	17,031円
	H27	21,574円	26,755円	30,176円	28,891円	28,248円

## ウ 規模別の介護職員賃金改善後の平均賃金月額

区分	年度	賃金改善後の平均賃金月額				
		～10人未満	10人～50人未満	50人～100人未満	100人以上	全体
交付金	H21	200,584円	225,402円	242,819円	232,969円	230,349円
	H22	219,230円	233,159円	237,540円	224,144円	231,047円
	H23	214,479円	229,450円	240,802円	223,901円	229,949円
加算	H24	219,277円	227,212円	233,343円	228,590円	228,669円
	H25	216,408円	235,811円	244,479円	226,781円	233,397円
	H26	214,419円	244,552円	240,548円	243,864円	241,846円
	H27	218,883円	242,891円	251,224円	258,458円	251,415円

## エ 改善賃金の支給方法

区 分	年 度	一時金（賞与）	基本給の一部 （毎月の手当）	基本給の一部 （毎月の手当） 及び一時金（賞与）
交付金	H21	66.0%	2.5%	31.5%
	H22	63.7%	2.4%	33.9%
	H23	58.9%	2.6%	38.5%
加 算	H24	30.3%	33.2%	36.5%
	H25	37.0%	23.6%	39.4%
	H26	41.2%	17.7%	41.0%
	H27	24.3%	24.8%	50.9%

※ 支給方法については、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましいとされている。

# 平成29年度介護報酬改定の概要

## 1. 改定率について

- 平成29年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.14%の介護報酬改定を行うものである。

(参考)

介護報酬改定率：1.14%

(うち、在宅分：0.72%、施設分：0.42%)

※内訳は、1.14%のうち、在宅分と施設分の内訳を試算したものの

## 2. 平成29年度介護報酬改定の基本的考え方とその対応

- 事業者による、昇給と結びつけた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算(I)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること(就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む)」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。
- 上記に伴い、介護職員処遇改善加算の区分と加算率については、次頁以降のとおりとする。

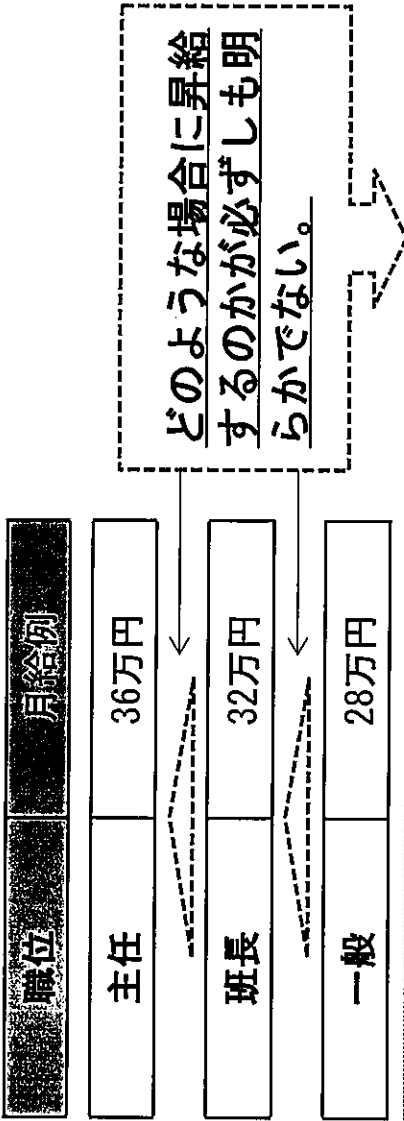
# 介護職員処遇改善加算の区分

<p align="center"><b>加算(I)</b> (新規) (月額3万7千円相当)</p>	<p align="center"><b>加算(II)</b> (※旧加算(I)) (月額2万7千円相当)</p>	<p align="center"><b>加算(III)</b> (※旧加算(II)) (月額1万5千円相当)</p>	<p align="center"><b>加算(IV)</b> (※旧加算(III)) (加算(III)×0.9)</p>	<p align="center"><b>加算(V)</b> (※旧加算(IV)) (加算(III)×0.8)</p>	
<p align="center"><b>算定要件</b></p>	<p>キャリアパス要件I 及び キャリアパス要件II 及び <u>キャリアパス要件III</u> + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)</p>	<p>キャリアパス要件I 及び キャリアパス要件II + <u>職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)</u></p>	<p>キャリアパス要件I 又は キャリアパス要件II + 職場環境等要件を満たす</p>	<p>キャリアパス要件I キャリアパス要件II 職場環境等要件 <u>のいずれかを満たす</u></p>	<p>キャリアパス要件I キャリアパス要件II 職場環境等要件 <u>のいずれも満たさず</u></p>

(注) 「キャリアパス要件I」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
「キャリアパス要件II」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
「キャリアパス要件III」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること  
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること  
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

# 介護職員処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ

## 職位・職責・職務内容等に応じた賃金体系



## 事業者において以下の①～③のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることを新たに要件とする

（就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備・全ての介護職員への周知を含む）※昇給の方式は、基本給、手当、賞与等を問わない。

(例)	①経験	月給例
主任	6年～	36万円
班長	3～6年	32万円
一般	～3年	28万円

(例)	②資格	月給例
主任	事業者が指定する資格を取得	36万円
班長	介護福祉士	32万円
一般	資格なし	28万円

(例)	③評価	月給例
主任	実技試験で 班長試験で S評価	36万円
班長	一般試験で A評価以上	32万円
一般	一般試験で B評価以下	28万円

※1 「経験年数」…「経験年数」などを想定。

※2 「資格」…「介護福祉士」「実務者研修修了者」などを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

※3 「評価」…「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価（採点）基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

# 介護職員処遇改善加算に係る加算率について

## 1. 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・ (介護予防) 訪問介護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%		
・ (介護予防) 訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・ (介護予防) 通所介護 ・ 地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・ (介護予防) 通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・ (介護予防) 特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		
・ (介護予防) 認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.8
・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.9
・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ (介護予防) 短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・ 介護老人保健施設 ・ (介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	3.9%	2.9%	1.6%		
・ 介護療養型医療施設 ・ (介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.6%	1.9%	1.0%		

## 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分		加算率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、 特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 福祉用具指導、居宅介護支援、介護予防支援		0%

各都道府県介護保険主管課（室）担当者 殿

厚生労働省老健局振 興 課  
老人保健課

平成29年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

介護人材の処遇改善については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等に基づき、平成29年度に介護報酬を改定し、月額平均1万円相当の介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）の拡充を行うこととしておりましたが、本年1月18日に、平成29年度介護報酬改定案（概要は別添参照）について、厚生労働省に設置された社会保障審議会へ諮問を行い、同日に了承の旨の答申を経たところです。

今般の改定に係る関係告示については、現在、行政手続法（平成5年法律第88号）第三十九条の意見公募手続（パブリックコメント）を実施しており、当該告示の公布や関係通知の発出は3月以降となる予定です。

また、平成29年度の加算の算定にあたり事前に都道府県等への届出が必要な書類（介護職員処遇改善計画書等。以下「計画書等」という。）の様式例等についても、3月以降に発出する関係通知の中でお示しすることとしておりますが、届出の締め切りについては、通常2月末日となっているところ、平成29年度当初の特例として、以下の取扱いを認める予定ですので、貴管内市町村、関係団体、関係機関に周知をお願いします。

なお、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業における加算の計画書等の届出についても、介護報酬における加算と同様の取扱いとしますので、併せて周知をお願いします。

**平成29年度当初の特例**

平成29年4月から処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、同年4月15日まで（予定）に計画書等を都道府県知事等へ届出する。

**（参考）通常の取扱い**

加算を取得する年度の前年度の2月末日までに都道府県知事等へ届出する。

※「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成27年3月31日老発0331第34号）参照



(別添)

- ・平成 29 年度介護報酬改定の概要

※ 各介護サービス毎の算定構造等については、第 135 回社会保障審議会介護給付費分科会資料（以下の URL（厚生労働省 HP））をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000148990.html>

(本件連絡先)

厚生労働省老健局振興課・老人保健課

電 話：03-5253-1111

処遇改善加算関係【老人保健課】(内線) 3949・3961

地域支援事業関係【振 興 課】(内線) 3986・3982

アドレス：syoguukaizen29@mhlw.go.jp

介護職員処遇改善加算 平成29年度改定に係る計画書, 体制届 提出等スケジュール

項目	内容	平成28年度			平成29年度		
		3月			4月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
処遇改善計画書  介護給付費算定に係る体制届 ※[ ]は5月算定分	○計画書等様式確認 ○計画書作成, 提出  ・厚労省介護保険担当課長会議 ・集団指導(様式案提示) ・国告示, 通知(様式)発出 ・事業所等へ通知(メーリングリスト) ・様式等を県ホームページへ掲載				・計画書提出 → 4/14期限		
	○処遇改善加算体制届提出				・処遇改善加算体制届提出 → 4/14期限		
		・体制届(居宅系) → 3/15期限	・体制届(施設系) → 3/31期限	[・体制届(居宅系)] → [4/14期限]	[・体制届(施設系)] → [4/30期限]	・国保連データ連携 → 連携エラー  ・請求 → 請求エラー	

## 介護職員処遇改善加算 提出書類 一覧

- 1 介護給付費算定に係る体制届等に関する届出書（平成 29 年度介護職員処遇改善加算用）
- 2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（平成 29 年度 処遇改善加算用）
- 3 介護職員処遇改善加算提出書類一覧表兼チェックシート（平成 29 年度版）
- 4 別紙様式 3 介護職員処遇改善加算届出書（単一事業所版，複数事業所版）
- 5 申立書
- 6 別紙様式 2 介護職員処遇改善計画書（平成 29 年度届出用）及びその記入例
- 7 別紙様式 1 介護職員処遇改善計画書「付表」 及びその記入例
- 8 別紙様式 2（添付書類 1）介護職員処遇改善計画書（事業所一覧表）
- 9 別紙様式 2（添付書類 2）介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）
- 10 別紙様式 2（添付書類 3）介護職員処遇改善計画書（届出対象都道府県内市町村一覧表）
- 11 別表 加算算定対象サービスごとの加算率表

### 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〈指定事業者用〉

(平成29年度介護職員処遇改善加算用)

平成    年    月    日

広島県知事様

〒          ー

住 所  
開設者 (所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)

印

このことについて、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業所名		〒          ー	
事業所の所在地		(電話番号:          ー          ー          ) (FAX番号:          ー          ー          )	
〔事業所所在地以外の場所 で一部実施する場所の 事業所の所在地〕		〒          ー (電話番号:          ー          ー          ) (FAX番号:          ー          ー          )	
管 理 者	氏 名	〒          ー	
	住 所	〒          ー	
提供サービスの種類			
指定年月日		平成    年    月    日	
事業所番号		3   4   :   :   :   :   :   :   :	
異動等の区分		1 新規    2 変更    3 廃止	
異動年月日		平成 29 年 4 月 1 日	
変 更 前		変 更 後	
介護職員処遇改善加算 (なし I II III IV)		介護職員処遇改善加算 (なし I II III IV V)	
関係書類		別添のとおり	

- 備考1 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(別表)を参考として必要事項を記載した書類を添付すること。
- 2 「事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の事業所の所在地」について、複数の事業所を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての事業所の状況について記載すること。
- 3 事業所番号欄は、事業所番号が通知されていない場合、空欄で構いません。
- 4 提供サービスの種類欄は、1つの事業所(事業所番号)で、複数の提供サービスがある場合、全てを記入してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（平成29年度 介護職員処遇改善加算用 居宅サービス①）

事業所番号				事業所名				事業所電話番号				記入担当者氏名			
サービス				施設等の区分				人員配置区分				その他該当する体系等			
各サービス共通				施設等の区分				人員配置区分				その他該当する体系等			
				施設等の区分				人員配置区分				その他該当する体系等			
11	訪問介護			1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助	1 1級地 4 6級地	2 2級地 7 3級地 9 7級地 5 その他	3 4級地 5 5級地	6 6級地 7 7級地 8 8級地 9 9級地	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	3 加算I 4 加算II 5 加算III 6 加算IV 7 加算V	4 加算I 5 加算II 6 加算III 7 加算IV 8 加算V	5 加算I 6 加算II 7 加算III 8 加算IV 9 加算V	1 なし 2 あり	
12	訪問入浴介護				1 1級地 4 6級地	2 2級地 7 3級地 9 7級地 5 その他	3 4級地 5 5級地	6 6級地 7 7級地 8 8級地 9 9級地	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	3 加算I 4 加算II 5 加算III 6 加算IV 7 加算V	4 加算I 5 加算II 6 加算III 7 加算IV 8 加算V	5 加算I 6 加算II 7 加算III 8 加算IV 9 加算V	1 なし 2 あり	
15	通所介護			4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所(I) 7 大規模型事業所(II)	1 1級地 4 6級地	2 2級地 7 3級地 9 7級地 5 その他	3 4級地 5 5級地	6 6級地 7 7級地 8 8級地 9 9級地	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	3 加算I 4 加算II 5 加算III 6 加算IV 7 加算V	4 加算I 5 加算II 6 加算III 7 加算IV 8 加算V	5 加算I 6 加算II 7 加算III 8 加算IV 9 加算V	1 なし 2 あり	
16	通所リハビリテーション			4 通常規模の事業所(病院・診療所) 7 通常規模の事業所(介護老人保健施設) 5 大規模の事業所(I)(病院・診療所) 8 大規模の事業所(II)(介護老人保健施設) 6 大規模の事業所(I)(病院・診療所) 9 大規模の事業所(II)(介護老人保健施設)	1 1級地 4 6級地	2 2級地 7 3級地 9 7級地 5 その他	3 4級地 5 5級地	6 6級地 7 7級地 8 8級地 9 9級地	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	3 加算I 4 加算II 5 加算III 6 加算IV 7 加算V	4 加算I 5 加算II 6 加算III 7 加算IV 8 加算V	5 加算I 6 加算II 7 加算III 8 加算IV 9 加算V	1 なし 2 あり	
21	短期入所生活介護			1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	1 1級地 4 6級地	2 2級地 7 3級地 9 7級地 5 その他	3 4級地 5 5級地	6 6級地 7 7級地 8 8級地 9 9級地	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	3 加算I 4 加算II 5 加算III 6 加算IV 7 加算V	4 加算I 5 加算II 6 加算III 7 加算IV 8 加算V	5 加算I 6 加算II 7 加算III 8 加算IV 9 加算V	1 なし 2 あり	
22	短期入所療養介護			1 介護老人保健施設(I) 2 ユニット型介護老人保健施設(I) 5 介護老人保健施設(II) 6 ユニット型介護老人保健施設(II) 7 介護老人保健施設(III) 8 ユニット型介護老人保健施設(III)	1 1級地 4 6級地	2 2級地 7 3級地 9 7級地 5 その他	3 4級地 5 5級地	6 6級地 7 7級地 8 8級地 9 9級地	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	3 加算I 4 加算II 5 加算III 6 加算IV 7 加算V	4 加算I 5 加算II 6 加算III 7 加算IV 8 加算V	5 加算I 6 加算II 7 加算III 8 加算IV 9 加算V	1 なし 2 あり	
23	短期入所療養介護			1 病院療養型	1 1級地 4 6級地	2 2級地 7 3級地 9 7級地 5 その他	3 4級地 5 5級地	6 6級地 7 7級地 8 8級地 9 9級地	1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 6 加算V	3 加算I 4 加算II 5 加算III 6 加算IV 7 加算V	4 加算I 5 加算II 6 加算III 7 加算IV 8 加算V	5 加算I 6 加算II 7 加算III 8 加算IV 9 加算V	1 なし 2 あり	

介護職員処遇改善加算提出書類一覧表兼チェックシート(平成29年度版)

法人名	担当者名	メールアドレス		
法人住所	電話番号	FAX番号		
様式番号	提出書類	提出時期	提出書類	備考
-	介護給付費算定に関する体制等に係る届出書 (平成29年度介護職員処遇改善加算用)	<input type="checkbox"/>	H28年度から引き続き算定する事業所 平成29年4月14日までに提出 1事業所のみ	H29年4月から新規に算定する事業所 平成29年4月14日までに提出 複数事業所
-	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (平成29年度介護職員処遇改善加算用)	<input type="checkbox"/>	○	○
本様式	介護職員処遇改善加算提出書類一覧表兼チェックシート	<input type="checkbox"/>	○	○
別紙様式3	介護職員処遇改善加算届出書(単一事業所)	<input type="checkbox"/>	○(※)	○(※)
別紙様式4	介護職員処遇改善加算届出書(複数事業所)	<input type="checkbox"/>	○(※)	○(※)
-	申立書	<input type="checkbox"/>	○	○
別紙様式2	介護職員処遇改善計画書(平成29年度加算届出用)	<input type="checkbox"/>	○	○
別紙様式1	介護職員処遇改善計画書[付表]	<input type="checkbox"/>	○	○
別紙様式2 (添付書類1)	介護職員処遇改善計画書(事業所等一覧表)	<input type="checkbox"/>	○	○
別紙様式2 (添付書類2)	介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)	<input type="checkbox"/>	○(※)	○(※)
別紙様式2 (添付書類3)	介護職員処遇改善計画書 (届出対象都道府県内市町村一覧表)	<input type="checkbox"/>	○(※)	○(※)
-	就業規則(写し)	<input type="checkbox"/>	(※)	○
-	給与規程(写し)(就業規則とは別に作成している場合のみ提出)	<input type="checkbox"/>	(※)	○
-	労働保険料の納入証明書等(写し)	<input type="checkbox"/>	(※)	○

以下介護保険担当課処理欄

受付日	内容確認事項	処理状況
書類確認		
受付台帳入力		
申請内容承認		

平成 年 月 日

広島県知事様

届出者 (住所)  
(法人名)  
(代表者職・氏名)

印

平成 29 年度介護職員処遇改善加算届出書

介護サービス事業所「事業所名」(介護保険事業所番号)(サービス名)に係る介護職員処遇改善加算に関する届出書について、別紙のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添付して届け出ます。

(添付書類)

- ・介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)
- ・その他必要な書類(就業規則(写)、給与規程(写)、労働保険料の納入証明書等(写)、等)

別紙様式 4

平成 年 月 日

広島県知事様

届出者 (住所)  
(法人名)  
(代表者職・氏名)

印

平成 29 年度介護職員処遇改善加算届出書

別表の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善加算に関する届出書について、別紙のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添付して届け出ます。

(添付書類)

- ・介護職員処遇改善計画書 (別紙様式 2)
- ・介護職員処遇改善計画書 (事業所等一覧表) (別紙様式 2・添付書類 1)
- ・その他必要な書類 (就業規則 (写), 給与規程 (写), 労働保険料の納入証明書等 (写), 等)



## 申 立 書

1 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令の違反により罰金刑以上の刑に処せられたことはありません。

2 事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第10条第2項に規定する労働保険料をいう。)の納付を適正に行っています。

3 介護職員処遇改善計画書の雇用するすべての介護職員への周知については、次のとおり実施しました。(平成29年度は特例で4月末までの周知予定も可とする。)

(1) 周知の方法

(2) 周知の時期

(3) その他

上記について、事実と相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日

法 人 名

代表者名

印

別紙様式 2

介護職員処遇改善計画書（平成 29 年度届出用）

事業所等情報

介護保険事業所番号 3 4

事業者・開設者	フリガナ 名 称			
主たる事務所の 所 在 地	〒	都 ・ 道		
		府 ・ 県		
	電話番号		FAX番号	
事業所等の名称	フリガナ 名 称		提供する サービス	
事業所の所在地	〒	都 ・ 道		
		府 ・ 県		
	電話番号		FAX番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1) 賃金改善計画について (本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	介護職員処遇改善加算 ( I II III IV V )
② 介護職員処遇改善加算算定対象月	平成 年 月 ~ 平成 年 月
③ 平成 29 年度介護職員処遇改善加算の見込額 (総額)	円
④ 賃金改善の見込額 (i - ii) (自動入力)	0 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	円
ii) 加算を算定しない場合 (元々の賃金水準) の賃金の総額 (見込額)	円

加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する場合

⑤ 平成 年度	円
⑥ 賃金改善の見込額	円
iii) 加算(Ⅰ)の	円
iv) 従来の加算	円

この欄は使用しないでください

※ 加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する場合  
 ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。  
 ※ 他の都道府県等に所在する複数の事業所等を一括して作成し、提出する場合は添付書類2及び添付書類3を添付すること。

賃金改善の方法について

⑦ 賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
※原則各年4月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を越えてならない。	
⑧ 賃金改善を行う給与項目	基本給, [ ]手当, [ ]手当, [ ]手当, 賞与(一時金) その他 ( )
⑨	賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。)

(2) キャリアパス要件について

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。		
要件Ⅰ	次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。	該当 ・ 非該当
	※ 非該当の場合、①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由	
要件Ⅱ	次の④及び⑤の要件を満たす。	該当 ・ 非該当
	④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標	
	⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容	ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること ( )
要件Ⅲ	次の⑥及び⑦の要件を満たす。	該当 ・ 非該当
	⑥ 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている	
	⑦ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての計画を添付すること。	

(注) ⑤のアを選択した場合、本書に資質向上のための計画を添付すること。

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

加算(Ⅰ)および(Ⅱ)については平成27年4月以降の、加算(Ⅲ)および(Ⅳ)については平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず1つ以上に○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と明らかに重複する事項を記載しないこと。)	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)</li> <li>研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> <li>小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li> <li>キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)</li> <li>その他( )</li> </ul>
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入</li> <li>雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> <li>ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化</li> <li>介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</li> <li>子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li> <li>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li> <li>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li> <li>その他( )</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li> <li>中途採用者(他産業等からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)</li> <li>障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li> <li>地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</li> <li>非正規職員から正規職員への転換</li> <li>職員の増員による業務負担の軽減</li> <li>その他( )</li> </ul>

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)  
(代表者名)

印

**記入例（加算Ⅰの場合）**

黄色い箇所を入力してください。赤字の部分は自動計算されます。

介護職員処遇改善計画書（平成 29 年度届出用）

介護保険事業所番号 3 4

主たる事務所の所在地		〒 730-8511 ヒロシマシナカクモトマチ10-52	
広島 都・道		広島市中区基町10-52	
電話番号		082-513-3208	FAX番号 082-223-3572
事業所等の名称		フリガナ	
事業所の所在地		〒 都府	
電話番号		FAX番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	介護職員処遇改善加算 ( Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ )	
② 介護職員処遇改善加算算定対象月	平成 29年 4月 ~ 平成 30年 3月	
③ 平成 29 年度介護職員処遇改善加算の見込額(総額)		6,283,578 円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)(自動計算)	付表から転記する	8,086,800 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)		68,168,800 円
ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金の総額(見込額)		60,082,000 円
加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤ 平成 年度		円
⑥ 賃金改善の見込額		円
iii) 加算(Ⅰ)の		円
iv) 従来の加算		円
※ 加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する場合 ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。 ※ 他の都道府県等に所在する複数の事業所等を一括して作成し、提出する場合は添付書類2及び賃金改善の方法について		
⑦ 賃金改善実施期間	平成 29年 6月 ~ 平成 30年 5月	
※原則各年4月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算(Ⅰ)の月数に一致しないこと。 賃金改善を実施する期間を記載例)・平成29年4月~平成30年3月 ・平成29年5月~平成30年4月 ・平成29年6月~平成30年5月 ・平成29年7月~平成30年6月 (注意)前年度と重複しないこと		
⑧ 賃金改善を行う給与項目	基本給 [ ] 手当, [ ] 手当, 賞与(一時金)	
賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。)		
⑨	・月額本俸を常勤一人当たり〇〇〇〇〇円増額する。 ・非常勤職員の1時間当たり単価を●●●円増額する。 ・29年度の期末手当の額を、常勤1人当たり、〇〇〇〇〇円増額する	
		付表の⑪給与改善の具体的な内容を転記する。

(2) キャリアパス要件について

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。		
要件Ⅰ	次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。	該当 非該当
	※ 非該当の場合、①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由	
要件Ⅱ	次の④及び⑤の要件を満たす。	該当 非該当
	④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標 例) 事業所全体での資格(介護福祉士、介護職員基礎研修)の取得率を向上させる。	
	⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容 ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 イ 資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること (例) (研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用など)	
要件Ⅲ	次の⑥及び⑦の要件を満たす。	該当 非該当
	⑥ 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている	
	⑦ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての計画を添付すること。	

(注) ⑤のアを選択した場合、本営に資質向上のための計画を添付すること。

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

加算(Ⅰ)および(Ⅱ)については平成27年4月以降の、加算(Ⅲ)および(Ⅳ)については平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず1つ以上に○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と明らかに重複する事項を記載しないこと。)	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きのながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)</li> <li>研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> <li>小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li> <li>キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)</li> <li>その他( )</li> </ul>
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入</li> <li>雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> <li>ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化</li> <li>介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</li> <li>子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li> <li>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li> <li>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li> <li>その他( ) (例) 介護職員の腰痛対策として介護ロボットを導入しているが、平成27年4月から新たにリフトを導入し、介護職員の業務の負担軽減を図っている )</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li> <li>中途採用者(他産業等からの転職者、主婦層、中高年短時間正規職員制度の導入等)</li> <li>障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの調整</li> <li>地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの実現</li> <li>非正規職員から正規職員への転換</li> <li>職員の増員による業務負担の軽減</li> <li>その他( )</li> </ul>

平成20年10月から実施した取組内容と平成27年度の取組内容が重複している場合は、平成27年4月から実施した新しい取り組み内容で有ることがわかるように「その他」欄に具体的に記載して下さい

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)  
(代表者名)

印

介護職員処遇改善計画書「付表」

- この「付表」は、別紙様式2 介護職員処遇改善計画書(以下、計画書)を作成する場合の参考様式として活用し、加算届出書の添付資料としてください。
- この「付表」の内容が確認できる他の書類があれば、「付表」に代えて申請書の添付資料としてください。

①法人名	②加算区分
------	-------

○加算算定見込額算定表

③事業所・施設名	④サービス種類	介護報酬見込総単位数(A)	加算率(B)	⑤一単位の単価(C)	加算見込額(A)×(B)×(C)	介護報酬総単位数見込に用いた実績(月単位)	
						⑥実績単位数	摘要
		0					
		0					
		0					
		0					
		0					
		0					
		0					
		0					
合計					0		

**【この表の使い方】黄色いセルのみ入力してください。ピンク色のセルの内容は計画書に転記してください。**

- ①法人名を入力する。
- ②加算区分をセルの右側の▼をクリックし、該当する加算区分を選ぶ。
- ③事業所名を入力する。
- ④サービス種類のセルの右側の▼をクリックし、該当するサービスを選ぶ。(総合事業サービス(独自)を選んだ場合のみ加算率を入力する)
- ⑤一単位の単価を入力する。
- ⑥実績単位数(月単位)を入力する。摘要欄には、根拠(過去一年の平均、直近の実績など)を入力する。
- 加算見込み額の合計を計画書の(1)③の欄に転記する。

※行が足りない場合は行コピーして適宜増やしてください。

○介護職員賃金総額見込額算定表

賃金改善 給与項目	⑦対象職員数 (常勤換算数)	⑧加算を算定しない 場合の賃金総額	⑨賃金改善項目((D)の内訳)				(D)賃金改善 総額	(E)賃金改善を行った 場合の賃金総額 ⑧+(D)
			本俸	〇〇手当	期末手当	〇〇一時金		
正規職員	( )						0	0
非常勤職員	( )						0	0
その他	( )						0	0
派遣職員	( )						0	0
委託分	( )						0	0
							0	0
⑩法定福利費								
合計		0	0	0	0	0	0	0
⑪給与改善の 具体的内容								

**【この表の使い方】黄色いセルのみ入力してください。ピンク色のセルの内容は計画書に転記してください。**

- ⑦対象職員数を入力する。(上段に実人数、( )内に常勤換算数を入力)
- ⑧職員種類ごとに加算を算定しない場合の賃金水準での賃金総額を入力。(加算を算定しない場合の賃金水準については、介護保険最新情報 vol.437のp3,2(2)②を参照のこと)
- ⑨賃金改善項目ごとの改善額を入力する。
- ⑩賃金改善額に係る法定福利費を入力する。(改善額に法定福利費を含む場合のみ)
- ⑪賃金改善を行う方法について、できるだけ具体的に記入。計画書の⑨に転記する。
- ⑧加算を算定しない場合の賃金総額の合計額を計画書の(1)④ ii の欄に転記する。
- (D)賃金改善総額の合計額が計画書の(1)④(i-ii)と同額であることを確認する。
- (E)賃金改善を行った場合の賃金総額の合計額を計画書の(1)④ i に転記する。

※行が足りない場合は行コピーして適宜増やしてください。

**記入例** 黄色い箇所を入力してください。赤字部分は自動計算されます。

セルの右側の▼をクリックし、加算区分を選んでください。

**介護職員処遇改善計画書「付表」**

- この「付表」は、別紙様式2「介護職員処遇改善計画書(以下、計画書)」を作成する際の参考様式として活用し、加算届出書の添付資料としてください。
- この「付表」の内容がなければ、「付表」に代えて申請書の添付資料としてください。

①法人名 **くろしま健康福祉株式会社**      ②加算区分 **加算 I**      平成28年度の介護報酬の総単位数の月平均を入力(前月でも可)してください。

**○加算算定見込額算定表**

③事業所・施設名	④サービス種類	介護報酬見込総単位数(A)	加算率(B)	⑤一単位の単価(C)	加算見込額(A)×(B)×(C)	介護報酬総単位数見込に用いた実績(月単位)	
						⑥実績単位数	摘要
〇〇訪問介護事業所	介護予防訪問介護	2,520,000	13.70%	10.70	3,694,088	210,000	平成28年度実績の月平均
△△通所介護事業所	(介護予防)通所介護	4,200,000	5.90%	10.45	2,589,510	350,000	向上
		0					新たに算定する場合は「予想実績」と記入
		0					介護職員処遇改善計画書の(1)③の欄に転記してください。
		0					
合計					6,283,578		

【この表の使い方】黄色いセルのみ入力してください。ピンク色のセルの内容は計画書に転記してください。

- ①法人名を入力する。
  - ②加算区分をセルの右側の▼をクリックし、該当する加算区分を選ぶ。
  - ③事業所名を入力する。
  - ④サービス種類のセルの右側の▼をクリックし、該当するサービスを選ぶ。(総合事業サービス(独自)を選んだ場合のみ加算率(B)を入力する。)
  - ⑤一単位の単価を入力する。
  - ⑥実績単位数(月単位)を入力する。摘要欄には、根拠(過去一年の平均、直近の実績など)を入力する。
  - 加算見込額の合計を計画書の(1)③の欄に転記する。
- ※行が足りない場合は行コピーして適宜増やしてください。

**○介護職員賃金総額見込額算定表**

賃金改善給与項目	⑦対象職員数(常勤換算数)	⑧加算を算定しない場合の賃金総額	⑨賃金改善項目(D)の内訳				(D)賃金改善総額	(E)賃金改善を行った場合の賃金総額⑧+D
			本俸	〇〇手当	期末手当	〇〇一時金		
正規職員	( 6 )	24,000,000	1,920,000		720,000	2,640,000	26,640,000	
非常勤職員	( 18 )	36,082,000	4,392,000			4,392,000	40,474,000	
その他						0	0	
派遣職員						0	0	
委託分						0	0	
⑩法定福利費						1,054,800		
合計		60,082,000	6,312,000	0	720,000	8,088,800	68,188,800	
⑪給与改善の具体的内容	○月額本俸を常勤1人当たり〇〇〇〇〇円増額する。 ○非常勤職員の1時間当たり単価を●●●円増額する。 ○29年度の期末手当の額を、常勤1人当たり、〇〇〇〇〇円増額する。 計画書の(1)⑨の欄に転記してください。							

【この表の使い方】黄色いセルのみ入力してください。ピンク色のセルの内容は計画書に転記してください。

- ⑦対象職員数を入力する。(上段に実人数、( )内に常勤換算数を入力)
  - ⑧職員種類ごとに加算を算定しない場合の賃金水準での賃金総額を入力。(加算を算定しない場合の賃金水準については、介護保険最新情報vol.437のp3,2(2)②を参照のこと)
  - ⑨賃金改善項目ごとの改善額を入力する。
  - ⑩賃金改善額に係る法定福利費を入力する。(改善額に法定福利費を含む場合のみ)
  - ⑪賃金改善を行う方法について、できるだけ具体的に記入。計画書の⑨に転記する。
  - ⑧加算を算定しない場合の賃金総額の合計額を計画書の(1)④iiの欄に転記する。
  - (D)賃金改善総額の合計額が計画書の(1)④(i-ii)と同額であることを確認する。
  - (E)賃金改善を行った場合の賃金総額の合計額が計画書の(1)④iに転記する。
- ※行が足りない場合は行コピーして適宜増やしてください。

別紙様式2（添付書類1）

介護職員処遇改善計画書（事業所一覧表）

法人名	
-----	--

都道府県名 広島県

介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名
3 4		

ページ数	総ページ数
/	



別紙様式 2 (添付書類 2)

介護職員処遇改善計画書 (都道府県状況一覧表)

法人名				
都道府県	介護職員処遇改善加算の見込額	貸金改善所要見込額	他都道府県事業所等の介護職員の貸金改善の原資として充当する見込額	他都道府県の事業所等で受けた加算額を原資として改善する見込額
北海道	円	円	円	円
青森県	円	円	円	円
岩手県	円	円	円	円
宮城県	円	円	円	円
秋田県	円	円	円	円
山形県	円	円	円	円
福島県	円	円	円	円
茨城県	円	円	円	円
栃木県	円	円	円	円
群馬県	円	円	円	円
埼玉県	円	円	円	円
千葉県	円	円	円	円
東京都	円	円	円	円
神奈川県	円	円	円	円
新潟県	円	円	円	円
富山県	円	円	円	円
石川県	円	円	円	円
福井県	円	円	円	円
山梨県	円	円	円	円
長野県	円	円	円	円
岐阜県	円	円	円	円
静岡県	円	円	円	円
愛知県	円	円	円	円
三重県	円	円	円	円
滋賀県	円	円	円	円
京都府	円	円	円	円
大阪府	円	円	円	円
兵庫県	円	円	円	円
奈良県	円	円	円	円
和歌山県	円	円	円	円
鳥取県	円	円	円	円
島根県	円	円	円	円
岡山県	円	円	円	円
広島県	円	円	円	円
山口県	円	円	円	円
徳島県	円	円	円	円
香川県	円	円	円	円
愛媛県	円	円	円	円
高知県	円	円	円	円
福岡県	円	円	円	円
佐賀県	円	円	円	円
長崎県	円	円	円	円
熊本県	円	円	円	円
大分県	円	円	円	円
宮崎県	円	円	円	円
鹿児島県	円	円	円	円
沖縄県	円	円	円	円
全国計	0 円	0 円	0 円	0 円

別紙様式 2 (添付書類 3)

介護職員処遇改善計画書 (届出対象都道府県内市町村一覧表) (再掲)

法人名					
都道府県名 広島県					
指定権者	介護職員処遇改善加算の見込額	賃金改善所要見込額	他都道府県事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額	他都道府県事業所等で受けた加算額を原資として改善する見込額	
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

届け出る指定権者ごとに該当する都道府県等分のみ記載

## 別表

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に該当(ア)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に該当(イ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当(ウ)	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)に該当(エ)	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)に該当(オ)
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.9	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・(介護予防)通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護保健施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))	2.6%	1.9%	1.0%		

表2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
・(介護予防)訪問看護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・(介護予防)福祉用具貸与 ・特定(介護予防)福祉用具販売 ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	0%

表3 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	キャリアパス要件Ⅰ, キャリアパス要件Ⅱ, キャリアパス要件Ⅲ及び職場環境等要件をすべて満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	キャリアパス要件Ⅰ, キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件をすべて満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え, 職場環境等要件を満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	キャリアパス要件Ⅰ, キャリアパス要件Ⅱ又は職場環境等要件のいずれかを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たしていない対象事業者

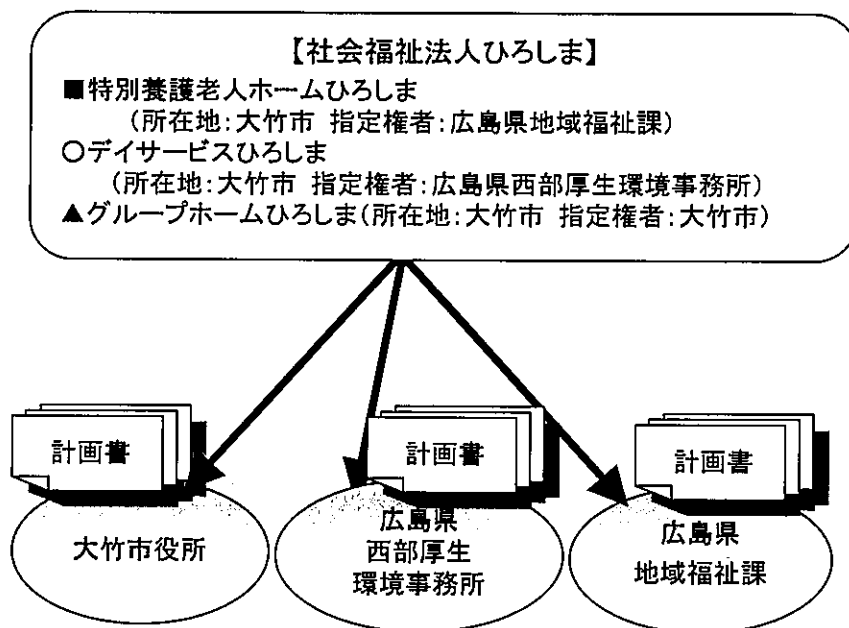
## 【複数の指定権者に提出する場合の手順】

- ◆ 広島県内に複数の事業所をもつ「社会福祉法人ひろしま」が、計画書等を法人一括で作成する場合には、各指定権者へそれぞれ提出が必要となります。

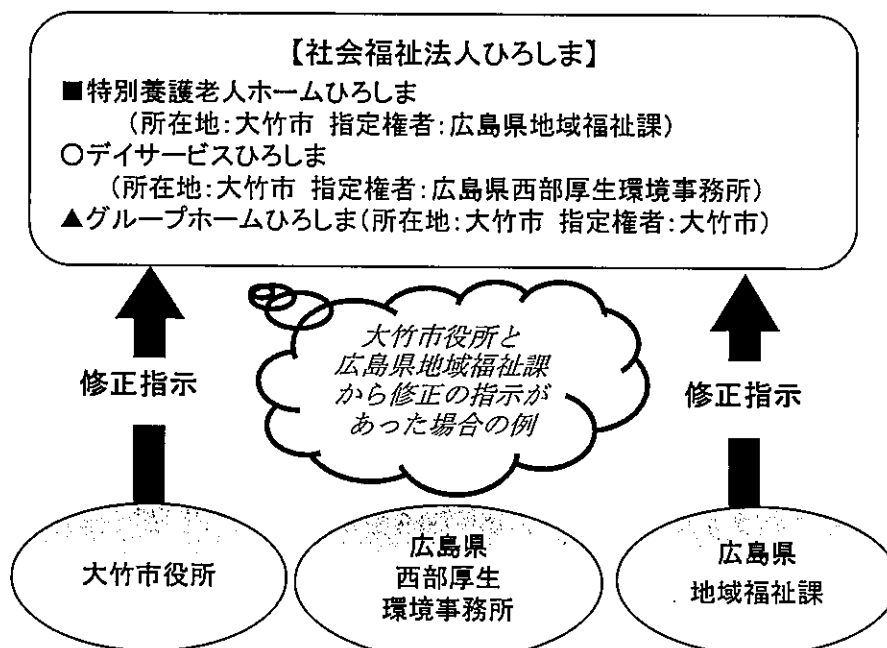
### 1. H29.4.14(金)までに計画書等を各指定権者に提出する。

※当日までに計画書等の提出がない場合は、平成29年4月からの算定はできません。

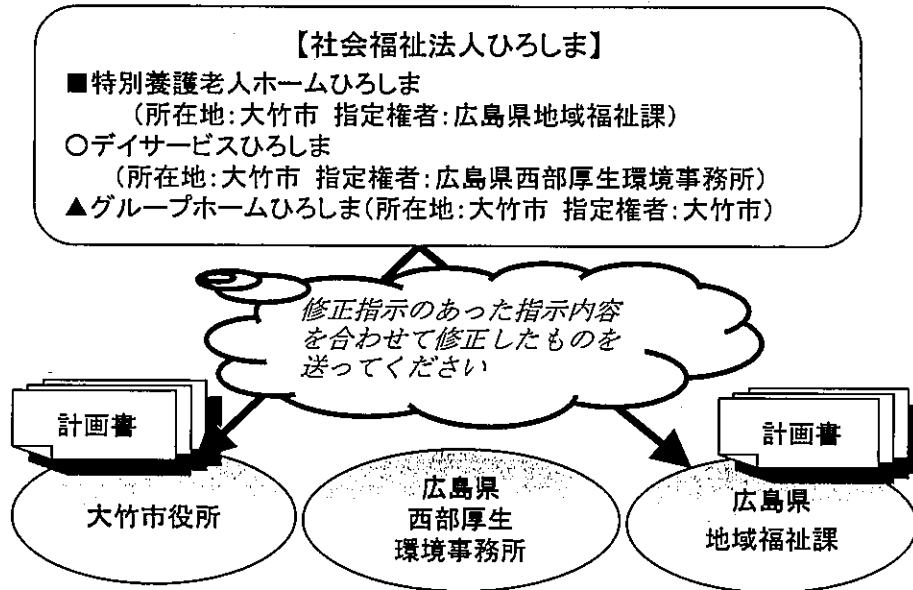
(3箇所それぞれに提出が必要となります。)



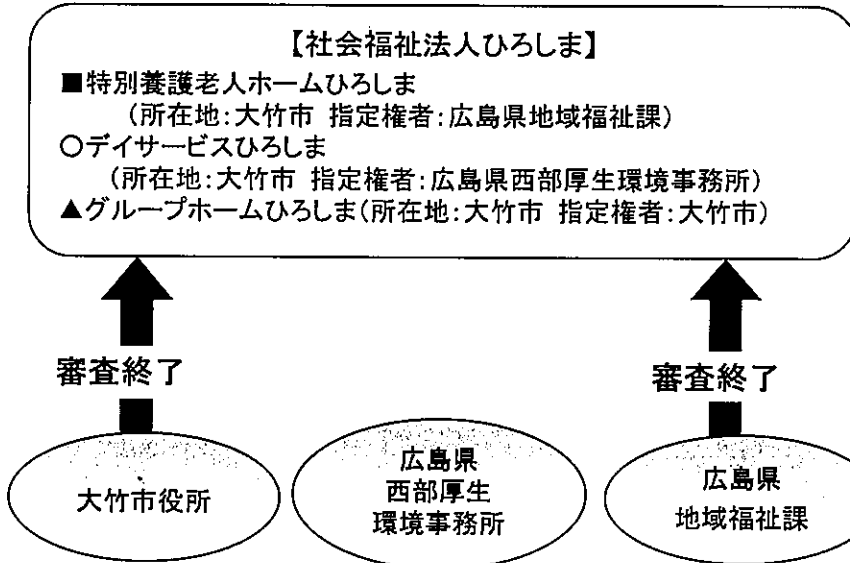
### 2. 各指定権者から法人の担当部署に修正の連絡がある。(※修正が必要な場合のみ)



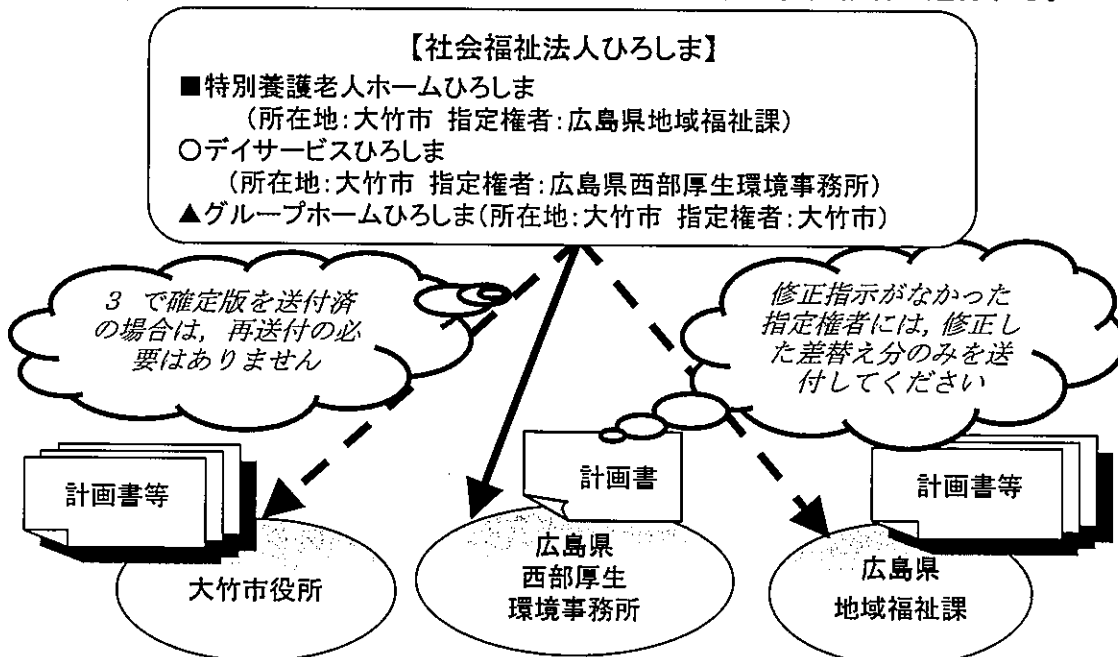
3. 修正した計画書等を指示のあった指定権者へ送付する。



4. 各指定権者から法人の担当部署へ、審査が終了したことの連絡がある



5. 審査が終了したことを確認し、修正した計画書等を他の指定権者へ送付する。



## 介護予防・日常生活支援総合事業に係る Q &amp; A

問 1 介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防訪問介護に相当するサービス又は旧介護予防通所介護に相当するサービスの加算については、旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護の例によることとされているが、介護職員処遇改善加算の届出についての取扱い如何。また、緩和した基準によるサービスについてはどうか。

(答)

1 みなし指定の事業者以外の指定事業者については、次のとおりとする。

(1) 訪問型サービス又は通所型サービスのみの指定事業者については、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成 27 年 3 月 31 日老発 0331 第 34 号厚生労働省老健局長）」に準じて市町村に届け出るものとする。

(2) 介護給付と訪問型サービス又は通所型サービスを一体的に実施している場合は、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成 27 年 3 月 31 日老発 0331 第 34 号厚生労働省老健局長）」に準じて、介護給付の介護職員処遇改善加算の届出先が都道府県である場合は、都道府県へ届出を行うとともに、当該届出の写しを市町村へ届け出ることとする。（届出先が市町村である場合は、市町村へ届出を行うのみでよい。）

※ みなし指定の事業者については、既に示しているとおり、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の介護職員処遇改善加算に関する届出が都道府県又は政令指定都市・中核市に行われ、別紙等が添付されている場合は、市町村への届出及び別紙等の添付は不要としている。

(参考) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に

関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護  
予防支援の要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費  
用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額  
の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等にお  
ける留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課  
長通知）」第6

- 2 なお、緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）については、  
市町村の定める取扱いにより、市町村へ届け出る。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係（内線 3982・3986）

担当：老健局老人保健課法令係（内線 3948・3949）